

公 告

県営土地改良事業（中山間地域農業農村総合整備事業（小山地区））の事業計画を変更したいので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により同意を求めるため、関係書類とともにこの旨を公告する。

なお、この計画変更により新たにこの県営土地改良事業の施行に係る地域となるべき地域内にある農用地の所有者でその農用地について耕作若しくは養畜の業務を営まない者、又は、この地域内にある農用地以外の土地を所有権以外の権原に基づいて使用収益している者で、その農用地又は農用地以外の土地についてこの県営土地改良事業に参加しようとする者は、同法第3条の規定により令和8年5月20日までに小山町農業委員会に申し出られたい。

令和8年5月11日

静岡県知事 鈴木 康友



- 1 土地改良事業計画変更概要書
- 2 事業費の負担区分及び負担割合の予定、受益者分担金の負担方法及び造成施設の管理方法

当初計画年度	令和4年度
計画変更年度	令和8年度
都道府県	静岡県
所在地	小山町

土地改良事業計画変更概要書

中山間地域農業農村総合整備事業

おやま
小山地区

1 計画変更を必要とする理由

本地区では、区画整理、農道及び用排水路整備により、営農労力の節減や農地集積を促進することで生産性向上を図ることを目的として、令和4年度から事業を実施している。

このたび、事業の更なる効率化を目的として、隣接する一部区域の地区編入及び除外の必要が生じたため、事業計画の変更を行う。

2 変更の内容

第1章 目的

現況地区の面積

ha

市町村名	現況地目	水田	畑	山林・原野	その他	計	備考
小山町	変更前	64.0	1.6	1.3	2.5	69.4	
	変更後	63.6	1.6	1.7	2.6	69.5	

3 変更後の土地改良事業計画の概要

第1章 目的

小山町は、古くから水稲を中心とした野菜・茶等の複合経営を行ってきた。周辺農地では、ほ場整備が進みこの地域の重要な穀倉地域となっているとともに、周囲に広がる豊かな緑と調和して良好な農村景観を形成している。しかしながら、本地区ではほ場整備が遅れ、小区画、不整形な農地が多く、経営規模の拡大や、効率的な営農の妨げとなっている。

このため、本事業により区画整理、農道及び用排水路整備をする事で、基礎的条件を整備し、営農労力の節減を図るとともに、農地集積を促進し、生産性の向上を図る。

現況地区の面積

ha

市町村名	現況地目	水田	畑	山林・原野	その他	計	備考
小山町	変更前	64.0	1.6	1.3	2.5	69.4	
	変更後	63.6	1.6	1.7	2.6	69.5	

事業目的別受益面積

ha

主幹事業	現況地目	水田	畑	山林・原野	その他	計	備考
区画整理		32.1	1.5			33.6	うち重複 2.6ha
用水路工		31.3				31.3	うち重複 2.6ha

第2章 当該土地改良事業の施行に係る地域の所在及び現況

- 1 地域の所在 静岡県駿東郡小山町阿多野、菅沼、吉久保、一色、桑木、竹之下、新柴、上野

- 2 地形及び土壌 小山町は、静岡県の北東部に位置し、東を神奈川県、北東を山梨県に挟まれた県境の地にあり、周囲を富士山、丹沢及び箱根外輪山に囲まれた盆地状であり、その低地部を二級河川鮎沢川が御殿場市から小山町を通り、足柄平野を流れ、相模湾に注いでいる。
本地区の主な土壌は多湿黒ボク土壌、灰色低地土壌であり、どちらの土壌も、富士山由来の火山灰物質を母材とし、下層にはスコリアが含まれる事が多く、主に水田に利用されている。

- 3 気 象
年平均気温は13℃前後、年間平均雨量は2,000から3,000mmと涼夏多雨で夏冬・昼夜の気温差が大きく、内陸性気候の傾向が比較的強い。

- 4 営農状況
本地域は、富士山須走登山道や三国山など自然観光資源に恵まれた地域であり、御殿場市高根地域と一体となった「ごてんばコシヒカリ」の優良生産団地である。
しかしながら、狭小で不整形なほ場が多く、用排水施設の老朽化も顕著であることから、営農の効率化を図る周辺地域から取り残されている。

- 5 地域の環境
小山町は静岡県の最北東、富士山の裾野に位置し、神奈川県・山梨県と接する。面積の62%が森林で占められており豊富な湧水があるため、標高の高さにも関わらず棚田による稲作が盛んである。東西に細長い形をしており、東部は金時山（足柄山）と丹沢山地に挟まれた谷を鮎沢川（酒匂川）が流れ、その流域の狭隘な平地に中心市街地を形成する。西部の須走地区は標高800mの高原で気候は冷涼であり、隣接する御殿場市と富士山の麓の平野を共有している。

第3章 基本計画

本地区は、狭小、不整形なほ場が多く、営農に多大な労力を強いられている。また、用水管理等の営農作業に支障をきたしている。このため、区画整理により安定した水利用と効率的な水管理を行ない、営農労力の節減と生産性の向上を図るとともに、農地を担い手に集積し、さらなる機械化を進めるとともに、規模拡大を図り、安定的な農業経営を目指す。

第4章 工事又は管理の要領

1 工 事

1) 区画整理 整地工 A=33.6ha (うち重複 2.6ha)

2) 用排水施設 A=31.3ha (うち重複 2.6ha) L=0.5km

2 管 理

工事完了後の施設の管理は、小山町が行う。

第5章 換地計画の要領

1 換地計画樹立の必要性

当該事業により、工事前の土地の区画、形質が著しく変更されるため、従前の権利関係を換地処分により、工事後の土地に確定する。これは、農用地の集団化により農業構造を改善する事が目的である事から換地計画を定める必要がある。

2 換地計画樹立の基本方針

(1) 従前の土地の地積の基準

全工区	土地改良事業計画決定の日の登記簿地積とする。また、決定の日から3ヶ月以内に測量士、測量士補又は、土地家屋調査士の測量した実測図及び隣接所有者の同意書を添付して申出があった場合は、その申出のあった地積とする。
-----	---

(2) 農用地集団化の方針

区分 換地区	地帯別・グループ 別団地の設定	個人別換地の方法		
		位置選択	一戸当たり 目標団地数	区画畦畔の 取り扱い
全工区	農用地利用集積促進区域別集団化	換地は、原則として各人の従前の土地が最も密集した位置を中心に集団化する。	1～2団地	固定畦畔

(3) 非農用地の換地方針 該当なし

(4) 清算の方法

増加額比例地積清算方式

3 土地改良法第5条第6項に規定する国有地等の編入承認に係る土地

単位：m²

工区	区分 用途	機能交換に係る土地				一般国有地 m ²	合計 m ²
		国有地 m ²	県有地 m ²	町有地 m ²	計 m ²		
原 向	道路敷			625.88	625.88		625.88
	水路敷			212.34	212.34		212.34
	原 野						
阿多野	道路敷			8388.06	8388.06		8388.06
	水路敷			7868.23	7868.23		7868.23
	原 野					2405.77	2405.77
一色島土	道路敷			1306.58	1306.58		1306.58
	水路敷			824.27	824.27		824.27
	原 野						
桑 木	道路敷			1962.37	1962.37		1962.37
	水路敷			1121.02	1121.02		1121.02
	原 野						
	小計			22308.75	22308.75	2405.77	24714.52

4 換地処分の際に関する制限

本地区の各工区ごとについて区画変更工事が完了し、確定測量が行われたときは、土地改良法第89条の2第10項で準用する同法第54条第2項ただし書きに基づき換地処分を行うことができるものとする。

第6章 費用の概算

単位：千円

種 別	事 業 費	備 考
工 事 費	971,000	
測量試験費	158,500	
換 地 費	60,000	
補 償 費	38,500	
工事雑費		
小 計	1,228,000	
事 務 費	60,000	
合 計	1,288,000	

第7章 効 果

単位：千円

区 分	年総効果額	年総増加所得額	備 考
作物生産効果	35,842	5,069	総費用 1,219,346千円
国産農産物安定供給効果	5,568		
営農経費節減効果	72,747	74,324	総便益額 1,956,824千円
維持管理費節減効果	△3,407	△2,323	
			投資効果 1.60
計	110,750	77,070	

第8章 他の事業との関連

※該当なし

第9章 計画平面図

別添のとおり

2 事業費の負担区分の予定、受益者分担金の負担方法 及び造成施設の管理方法

1 事業費

県営中山間地域農業農村総合整備事業 小山地区

工事費 1,228,000 千円

事務費 60,000 千円

計 1,288,000 千円

2 事業費の負担区分の予定

区分		国庫	県費	受益者分担金		市町村負担金 (法第91条第6項)
				土地改良区等 (法第91条第1項及び第4項)	市町村 (法第91条第2項)	
工 事 費	区画整理	55%	30%	—	15%	—
	用水路工	55%	30%	—	15%	—
事務費		—	100%	—	—	—

(1) 事業費は、物価の変動により増減する場合がある。

(2) 補助の対象とならない経費及び本事業推進上、特に必要な経費は受益者の負担とする。

3 受益者分担金の負担方法

受益者分担金は、小山町が全額負担する。

小山町は、条例に基づき、受益者から徴収する。

4 事業施行地域内農用地に伴う補助金の返還

この土地改良事業の施行に係る地区内の農用地が、この事業の工事の完了の公告のあった日（その公告において工事完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度（その年度が到来する前の年度を知事が指定したときは、その示された日）の初日から起算して8年を経過する日までの間に転用（農地でなくなった場合）された場合は、本事業に要した国・県の補助金のうち当該転用された面積に相当する金額を、当該転用農用地につき土地改良法第3条に規定する資格を有する者から徴収する。

5 造成施設の管理方法

この土地改良事業により造成された土地改良施設は、小山町が静岡県から譲与、又は管理の委託を受け管理する。

